



## 地域間格差



理事 橋本 富明

少子化が進み私たちの地域でも利用定員を減らし、あるいはこども園化するなどして経営を強化する動きが顕著になってきました。すでに多くの保育園が定員割れ対策に取り組んでおられます。今まで理事を続けてきた意味は、東京の西のはずれの意見を真ん中に届けるということかと思えますので、この場をお借りして改めて西多摩の事情についてお話してみようと思えます。

保育の実施主体は基礎自治体である区市町村（以下区市）です。保育園の主たる財源である公定価格は、東京都内でも地域区分により区部は全国最高の20%、多摩地区は15%から3%に割り振られ多摩西部でもO市15%とF市15%の隣接する武蔵村山市や瑞穂町では3%に設定され、同一規模の保育園で公定価格だけで年間1,000万円もの格差が出ています。これは正規保育士2名分の人件費です。平成17年以前、都内は給地格差で特高12%・甲地10%・乙地6%・丙地3%・その他0%に分かれていましたが、旧都加算の年齢別保育単価で最大12%の差を埋めていただいた経緯があります。例えば特別区12%の0歳児単価は15,400円、丙地では31,430円と逆格差を付け（国+都）はほぼ均等に保たれていました。「都基準補助金」は都内全域の保育園への補助金額を均一にしていたのです。平成18年「都基準補助金」は「子育て推進交付金」へと移行され、「交付金」は区市の管理となり17の補助項目の明確な根拠は曖昧となりました。さらに都内54区市町村は、交付団体21団体・不交付団体33団体に分かれます（令和4年度）。端的に言うとお金持ちの区市とそうでない区市があります。国や都から保育園にいただける補助金は、受け皿となる区市の負担率があり、因みに公定価格も国が1/2、都と区市が1/4ずつ負担しています。補助金の中には交付団体の負担割合を緩和しているものもありますが、多かれ少なかれ自治体の負担はなくなりません。保育対策総合支援事業により国から約50もの補助事業が保育園等に準備されていますが、交付要綱によるとほとんどすべてに1/2、1/3等の自治体負担率が設定されており、自治体に財源がないと取り込むことは出来ません。1例を挙げれば都の宿舍借上げ補助制度は82,000円の家賃が補助されます。新卒の学生さんはこの制度のことを皆さん知っておられます。この制度を利用するためには82,000円のうち1/8は区市で1/8は法人で負担する必要があります。赤字の市・町にはわずか1万円の負担が大きい。なぜならば多くの交付団体の市・町は支出を減らすことに腐心していて新たな補助金を伴う制度には消極的なのです。なので、制度は謳ってあっても各園1名分の宿舍借上げの補助金しか出ず、一人分を該当する保育士3名で分け合う等という自治体もあります。格差を上げたらキリがありませんが、このような区部との格差を少しでも縮めていけるように、これからも機会あるごとに声を上げていくことが必要です。国に対しては公定価格の見直しの際に地域手当の適正化を、東京都に対しては自治体の財政状況等に鑑み都内均一の保育水準確保を、自治体には近隣自治体との格差是正を、それぞれに取り組むことが必要であると思えます。

年々子どもが減っていく中ではありますが、多摩西部の園長先生たちが頑張ることにより職員処遇と保育の質が少しでも向上するように応援していきたいと思えます。